

月刊労務ペーパー

ふとした疑問はここで解決!

ご意見、ご感想、取り上げて欲しい内容等がありましたら下記メールアドレスまでご連絡お願い致します。

Vol. 25

健康保険給付

業務外の「病気」や「ケガ」で休んだ場合の保険給付

健康保険には「傷病手当金」という制度があります。この制度を簡単に説明すると「業務外の事由による病気のケガで働けなくなった時の有期生活保障」です。支給の要件として、次の4つの条件を全て満たす必要があります。

- ①業務外の事由による病気やケガのため療養中であること
- ②労務不能であること
- ③連続する3日間を過ぎ4日以上仕事に就けなかったこと
- ④休んだ期間に給与(報酬)の支払いがないこと

支給までの猶予期間

傷病手当金は「待機期間」完成後の労働不能日に対して支給されます。「待機期間」とは「労務に服する事できない最初の連続した3日間」です。通常、労務不能期間中に給与(報酬)の支払いがあった場合、その日分として傷病手当金は支給されません(ただし、給

与の支払額が傷病手当金の額よりも少額の場合は差額が支給されます。しかし、待機の3日間においては、給与(報酬)の支払い(有給休暇含む)があっても、傷病手当金の支払額に影響はありません。

傷病手当金の支給額

傷病手当金の支払額(日額)は、法律で「標準報酬月額」の三分の二に相当する

例1 標準報酬月額が200,000円の場合
★標準報酬 額 200,000(円) ÷ 30(日) = 6,670円(10-未満四捨五入)
★傷病手当金(日額) 6,670(円) × 2/3 = 4,447円(10-未満四捨五入)

額で定められています(図1に標準報酬月額が200千円の場合の例を示します)。ここで皆さんにクイズです。傷病手当金は1ヶ月当たり最高でいくら支給されるでしょうか? 現行の制度では健康保険の標準報酬月額の上限が121万円となっているので、これに該当する方が1ヶ月間労務不能と認められると、月額で80万円を超える支給となります。この金額は「生活保障」を目的とした制度において適正な金額なのでしょうか? 私は未だに上限額を設けないこの仕組みに疑問を感じます。

傷病手当金の支給期間

傷病手当金が支給される期間は待機期間完成後の第4日目の労務不能日から起算して、最長1年6か月間となります。この1年6か月には、途中で復帰した期間がある場合にはその期間も含まれます。同一の病気やケガである限り、1年6か

月を超えて傷病手当金が支払われる事はありません。

トラブルを防ぐには

休業が長期に及んだ場合に退職という扱いを取るケースが多くみられますが、就業規則等にその旨を明確に記載し、休業開始時にきちんと説明する事がトラブルを防ぐことにつながるものと考えます。

柴田 幸春 (社会保険労務士)

Daily Life

今月から当事務所の職員紹介の意味を込めて毎月交代で、職員の記事を掲載してまいります。!新しい発見があるかもしれませんので、どうぞお気軽にお読みください。今月は、本荘金沢事務所所長の【佐々木 健】です。

音楽の力

あなたの好きな音楽は?

誰にでも必ずある思い入れのある音楽や、苦しい時に励まされた歌は生涯忘れられないものですね。運動音痴の私は音楽が大好きです。聴くのも作るのも、そして歌うことや演奏することもです。少し前まではピアノ弾き語りをメインに一人で活動し、今は大事なメンバーと共にバンド活動をしております。学生時代はブラスバンド部でトロンボーンを吹き、勉強そっちのけで(笑)、部員の皆とコロンケールに向けて毎日練習していました。懐かしい思い出です。今も健在の私の「音楽馬鹿」は、そこから生ま

れ育ったのではないかと思っています。そんな私は、ピアノのレッスンをきっかけとして知り合った仲間と、バンドを結成しました。結成4年目のこのバンドは、「みんな楽しく自由に」をモットーに、歌いたい曲や興味のある楽曲があれば、ジャンルを問わずに練習演奏をし、自主企画のイベントを年3〜4回ほど開催し、外部のイベントにも積極的に参加をしています。バンド名は「スフォールツマンド」といい「やのひバンド」から今年の3月に改名しました。バンド名の由来は、それこそ音楽用語からで「その瞬間の自分たちの奏である音楽や歌を強い気持ちでみなさんの心に届ける」というものですね。練習は、毎週土曜日に全体練習、毎週日曜日に個人練習と楽曲の内容を決めながら行うミーティングをしています。メンバーは私を含めて7人で、みんな個性的で練習熱心。練習開始時間の30分前には練習ルームに集まる連帯を超えたメンバーもあり、衰えない「やる気のかたまり」には感心させられます。昨年、3月に男鹿市民文化会館で開催された「あきたエレキバンドフェスティバル」に参加、11月にはドリムタイムで、他の2つのバンドとステージをともにしました。自身の手がけるイベントも3月7月12月の年3回開催し、ピアノのソロ演奏や、バンドメンバーの即興伴奏によるカラオケタイム、12月に開催した会では、友人でプロのウクレレ演奏の鈴木氏を招いて、1時間のステージを鈴木さんとその生徒さんに演奏をしていただきました。今年も6月から行われる「トワイライト」や、秋に催される「P.M.A」への参加も検討しています。音楽を通して知り合う人とは、演奏と拍手があれば友人になれます。心が込もった精一杯の演奏には「上手い下手」は関係なく、そこに傾けられた情熱が人の心に届いた瞬間に「見えない力が人と人をつ結びつける」といつも感じています。今日も音楽によって結びつけられている出会いに感謝です。

～労働保険申告書の送付について～

6月に入ると、労働局より労働保険の申告書が事業所様宛で郵送されます。到着後はなるべく早めに当事務所まで連絡下さいませようお願いします。申告・納付期限が7月10日となっておりますので、ご協力お願い致します。

所長の一言

職業病でも言うヤツ 事業と呼びます。着工・完成という期間が定められていないから、有期事業を探してしまします。な。通常はその事業を一年分一括して申告します。この業者が建てるのは、請負金額が1億9千万円以上になると単独で許可票、労災保険関係成立させます。単独の有期事業は労災保険番号の始まりが「8」ですので、成立票の記載で確認できるとその現場が相当規模が大きい工事だと分かります。そうすると必ずと特定建設業許可を持っていてる会社の施工だなと確認していただく必要があります。

ホームページURL **所長やスタッフのブログもあるよ!**
<http://www.horii-office.jp/index.html>
 発行所 秋田県横野全野町2-61 社会保険労務士法人 堀井事務所
 本誌掲載の記事・写真などの著作権・配付を禁じます。
 (C)社会保険労務士法人 堀井事務所 編集責任者 柴田 幸春
 E-mail:h-office@js3.so-net.ne.jp
 TEL:018-863-7300 FAX:018-863-7303

